

北海道開発局船舶・機械表示等基準

令和6年 1月15日改正

令和6年 4月 1日施行

(総 則)

第1条 北海道開発局における船舶・機械の表示等については、別に定めるもののほか、この基準によるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において船舶・機械とは、北海道開発局船舶・機械運営規定第2条に定めるもの（連絡車・乗用自動車を除く。）をいう。

(表示及び塗色)

第3条 表示及び塗色の場所並びに方法は、船舶については別表第1、機械については別表第2によるものとする。

(塗装仕様)

第4条 機械の塗装仕様は、別表第3によるものとする。

(機械の管理番号)

第5条 機械の管理番号の指定方法は、別表第4によるものとする。

(船舶の命名)

第6条 船舶の命名方法は、別表第5によるものとし、開発建設部長は、船舶を命名次第事業振興部長に報告するものとする。

(メーカー名等)

第7条 メーカー名、モデル名等は、原則として表示しないものとするが、機械管理上表示する必要がある場合は、極力小さく、かつ、少なくするものとする。

(その他)

第8条 この基準に明記しないものは、必要により適宜その方法を事業振興部長が定め、指示するものとする。

## 別表第1

## 船舶の表示

区分	表示		備考
	事項	場所及び方法	
港湾業務艇 監督測量船（国土交通省所管治水勘定を除く。）	船名 船籍港名 船舶番号等に関する事項 シンボルマーク	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船名は、船首両舷の船側外板に、船首から船尾側へ表示する。</li> <li>2 船名及び船籍港名は、船尾外板に左舷から右舷側へ表示する。</li> <li>3 前各号の字の大きさ及び船舶番号等に関する事項は、船舶法施行規則に基づき表示する。</li> <li>4 シンボルマークは、構造上見やすい箇所に表示する。</li> </ol>	
調査船 巡視船 監督測量船 連絡交通船 その他小型船舶	船名 局名 シンボルマーク	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船名は、船首両舷に船首から船尾側へ表示する。ただし、船名が番号表示されるものについては、左側から右側に表示する。</li> <li>2 局名は、船尾の見やすい箇所に左舷から右舷へ表示する。</li> <li>3 シンボルマークは、構造上見やすい箇所に表示する。</li> </ol>	

注) 局名及びシンボルマークは、「北海道開発局シンボルマーク基本デザインマニュアル・アプリケーション」による。

別表第2

機 械 の 表 示 及 び 塗 色

区 分			塗 色			表 示		備 考	
			日本塗料工業会規格	DIC対象番号 マンセル値	部分 指定	事 項	場所及び方法		
自動車	道路維持作業用自動車	一号該当車	全車両	フレッシュグリーン	(DIC-88) 1. 1GY8. 5/11. 2	白色帯 バンパ	省局シンボルマーク 機械番号	1 省名、局名、機械名及び管理番号等は、付表1の方法により、構造上見やすい箇所に表示する。ただし、特に定めのないものについては、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮して表示する。  2 本体と別個に管理される装置は、本体と同一の塗色とする。	
		二号該当車	道路パトロールカー	E22-80X	2. 5Y8/14	白色帯 バンパ	道路パトロールカー 省局シンボルマーク 管理番号		
			上記以外の車両	E22-80X	2. 5Y8/14	白色帯 バンパ	道路維持作業車 省局シンボルマーク 管理番号		
	その他の自動車	河川パトロールカー	ソフィアホワイト又はメーカー標準色「白系」	-	ライン	河川パトロールカー 省局シンボルマーク 管理番号			
		警報車 作業車（バス形）	メーカー標準色	-	-	シンボルマーク 管理番号			
		災害対策用機械 （平成25年度以降に納入される新車のみに適用）	・機械外面 GN-95又はメーカー標準色（白系） ・機械上面及び上部外周部 G72-40T（青） ・省名の背景色（青地の場合） G07-40X（赤）	-	ライン	省局 部局シンボルマーク 機械番号 管理番号			
		上記以外の車両	一号該当車に準じる又はメーカー標準色	-	-	局 シンボルマーク 管理番号			
	自動車類以外の車両			メーカー表示色	-	-	局 管理番号		原則として構造上見やすい箇所に表示する。
	塗色の方法			<p>1 ラインは、付表3の方法により表示する。</p> <p>2 白色帯の塗色は、道路交通法施行規則に基づくもののほか以下のとおりとする。</p> <p>(1) 一号該当車は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。</p> <p>(2) 二号該当車は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。</li> <li>・車体側面又は後面で作業装置、予備タイヤ等格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。</li> <li>・通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。</li> </ul> <p>3 バンパの塗色は、原則として付表4によるものとする。</p> <p>4 除雪装置の回転部、ブラウ前面等は赤色（E07-40X）とする。</p> <p>5 塗色は、日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2013年版）の色番号を表示している。なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。</p> <p>6 DICは、大日本インキ化学工業㈱の規格である。</p>					
	運転室内面			夜間作業時に照明等による幻惑のないように暗色系の塗色を標準とする。					

別表第2付表1

## 省名、局名、機械名、管理番号の表示

## パトロールカー、維持・除雪機械

省名  
局名  
機械名  
管理番号

省名・機械名・管理番号は、丸ゴシック体とし、原則として両側面の構造上見やすい箇所に左から表示する。

省名は、「国土交通省」と表示する。局名は「北海道開発局」と表示し、「北海道開発局シンボルマーク基本デザインマニュアル・アプリケーション」和文ロゴタイプ/ヨコ組を準用する。

また、シンボルマークと組み合わせる場合は、マーク・ロゴタイプ（組み合わせ基準）を参考に表示するものとする。

項目	記入例	表示指定
省名・局名	<b>国土交通省 北海道開発局</b>	(全角 強調)
機械名	<b>除雪トラック</b>	(全角 強調)
管理番号(建整)	<b>R01-1113</b>	(半角 強調)
管理番号(建整以外)	<b>R02-・・1</b>	

※機械別の文字の大きさ、色等を下表に示す。

機械名	省名・局名		機械名		管理番号	
	大きさ	色	大きさ	色	大きさ	色
警報車 作業車(バス形)	—	—	—	—	高さ 5 cm	任意
道路パトロールカー 標識車 ※1 作業車(バス形除く) ※1	4. 5 cm角 2段 ※白色帯内	黒	9 cm角 ※白色帯内	黒		白
河川パトロールカー	4. 5 cm角 2段	青		白		
散水車 路面清掃車 側溝清掃車 排水管清掃車 草刈車	9 cm角 ※白色帯内	黒	9 cm角	黒	高さ 5 cm	黒
除雪トラック 凍結防止剤散布車	4. 5 cm角 2段 ※白色帯内					
除雪グレーダ ロータリ除雪車 ※1 除雪ドーザ 小形除雪車	9 cm角 ※白色帯内					

※1 標識車及び作業車の機械名は「道路維持作業車」、ロータリ除雪車(多機能型)の機械名は「多機能型除雪車(トラック/ロータリ)」と表示する。

※2 上記は標準であり、記載されていない車種や、特に不具合がある場合は倍率を変更しても良いものとする。

別表第2付表1の2

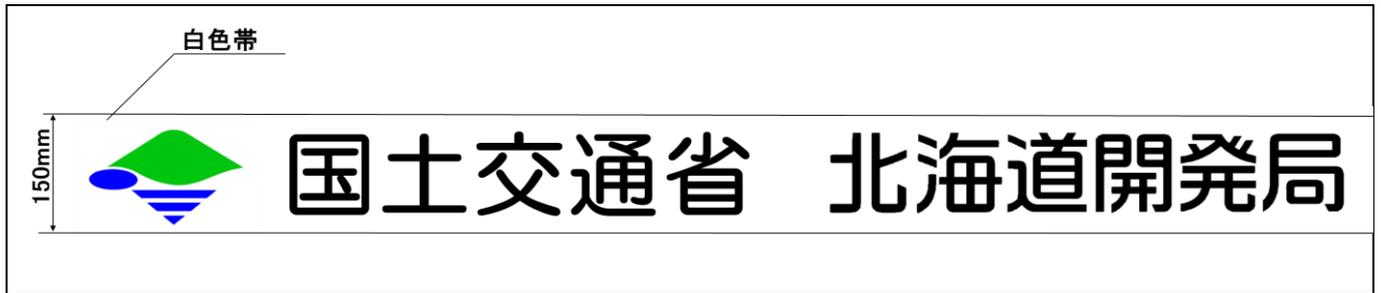
省名、局名、機械名、管理番号の表示

災害対策用機械

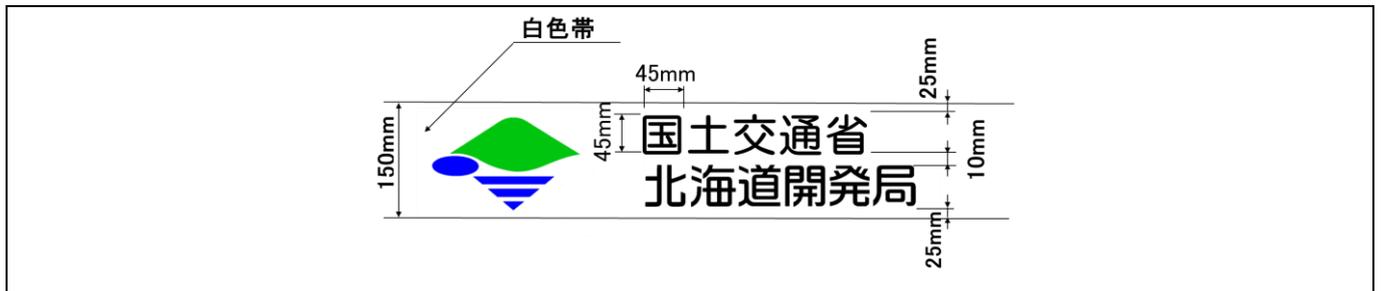
省 局 部 機 管 理 番 号  名 名 名 名 名 号	省名・局名・部局名・機械名・管理番号は、角ゴシック体とし、原則として構造上見やすい箇所に表示する。 両側面に記載する文字は、左から表示する。 省名は、「国土交通省」と表示する。 局名は「北海道開発局」とし、両側面に北海道開発局シンボルマークを表示する。北海道開発局シンボルマークは「北海道開発局シンボルマーク基本デザインマニュアル・アプリケーション」を参考とする。 また、シンボルマークと組み合わせる場合は、マーク・ロゴタイプ（組み合わせ基準）を参考に表示するものとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記入例</th> <th>表示指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省名・局名</td> <td><b>国土交通省 北海道開発局</b></td> <td>(全角 強調)</td> </tr> <tr> <td>部局名</td> <td><b>札幌開発建設部</b></td> <td>(全角 強調)</td> </tr> <tr> <td>機械名</td> <td><b>排水ポンプ車</b></td> <td>(全角 強調)</td> </tr> <tr> <td>管理番号(建整)</td> <td><b>R05-4113</b></td> <td>(半角 強調)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	記入例	表示指定	省名・局名	<b>国土交通省 北海道開発局</b>	(全角 強調)	部局名	<b>札幌開発建設部</b>	(全角 強調)	機械名	<b>排水ポンプ車</b>	(全角 強調)	管理番号(建整)	<b>R05-4113</b>	(半角 強調)													
項目	記入例	表示指定																											
省名・局名	<b>国土交通省 北海道開発局</b>	(全角 強調)																											
部局名	<b>札幌開発建設部</b>	(全角 強調)																											
機械名	<b>排水ポンプ車</b>	(全角 強調)																											
管理番号(建整)	<b>R05-4113</b>	(半角 強調)																											
※各文字の大きさ、色等を下表に示す。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>表示箇所</th> <th>表示項目</th> <th>文字の大きさ</th> <th>文字色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">両側面</td> <td>省名</td> <td>可能な限り大きく表示(最大50cm角) ※1</td> <td>黒</td> </tr> <tr> <td>局名 部局名 機械名 ※2</td> <td>20cm角</td> <td>黒</td> </tr> <tr> <td>後面</td> <td>省名</td> <td>可能な限り大きく表示(最大50cm角) ※1</td> <td>黒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上面</td> <td>省名</td> <td>可能な限り大きく表示 ※1</td> <td>青地に記載する場合、省名の文字部の背景色を赤色とし、文字色は白 上記以外は黒</td> </tr> <tr> <td>局名</td> <td>20cm角 ※3</td> <td rowspan="2">青地に記載する場合、文字色は白 上記以外は黒</td> </tr> <tr> <td>管理番号</td> <td>H20cm × W11cm</td> </tr> <tr> <td>運転室両扉</td> <td>管理番号</td> <td>H9cm × W5cm</td> <td>黒</td> </tr> </tbody> </table>		表示箇所	表示項目	文字の大きさ	文字色	両側面	省名	可能な限り大きく表示(最大50cm角) ※1	黒	局名 部局名 機械名 ※2	20cm角	黒	後面	省名	可能な限り大きく表示(最大50cm角) ※1	黒	上面	省名	可能な限り大きく表示 ※1	青地に記載する場合、省名の文字部の背景色を赤色とし、文字色は白 上記以外は黒	局名	20cm角 ※3	青地に記載する場合、文字色は白 上記以外は黒	管理番号	H20cm × W11cm	運転室両扉	管理番号	H9cm × W5cm	黒
表示箇所	表示項目	文字の大きさ	文字色																										
両側面	省名	可能な限り大きく表示(最大50cm角) ※1	黒																										
	局名 部局名 機械名 ※2	20cm角	黒																										
後面	省名	可能な限り大きく表示(最大50cm角) ※1	黒																										
上面	省名	可能な限り大きく表示 ※1	青地に記載する場合、省名の文字部の背景色を赤色とし、文字色は白 上記以外は黒																										
	局名	20cm角 ※3	青地に記載する場合、文字色は白 上記以外は黒																										
	管理番号	H20cm × W11cm																											
運転室両扉	管理番号	H9cm × W5cm	黒																										

- ※1 正式名称「国土交通省」で50cm角以上を確保できない場合、略式名称「国交省」とすることで正式名称より大きくできる場合は、略式名称「国交省」(最大50cm角)とする。
- ※2 荷台の煽りが180°展開する機械は、煽りの裏面にも記載する。記載スペースがない場合は、「部局名」を省略することができる。
- ※3 対策本部車の拡幅部上面は、局名を記載し文字サイズは40cm角とする。管理番号は記載しない。
- ※4 上記は標準であり、特に不具合がある場合は、大きさを変更しても良いものとする。

道路維持作業用自動車（一号該当車）1段表示



道路維持作業用自動車（一号該当車）2段表示



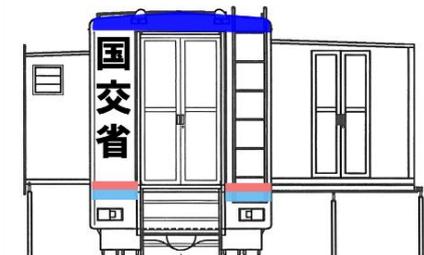
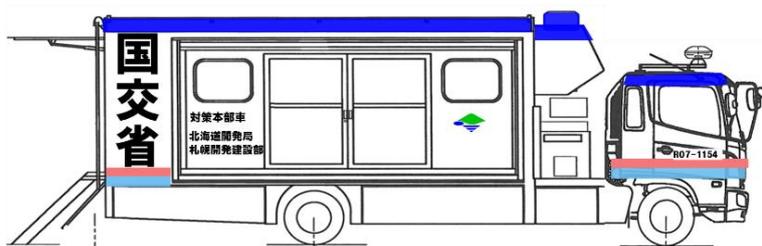
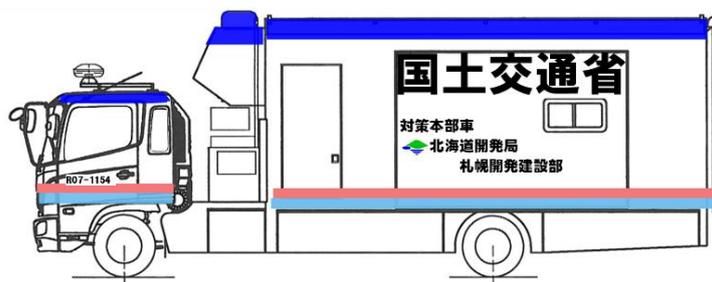
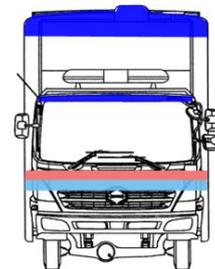
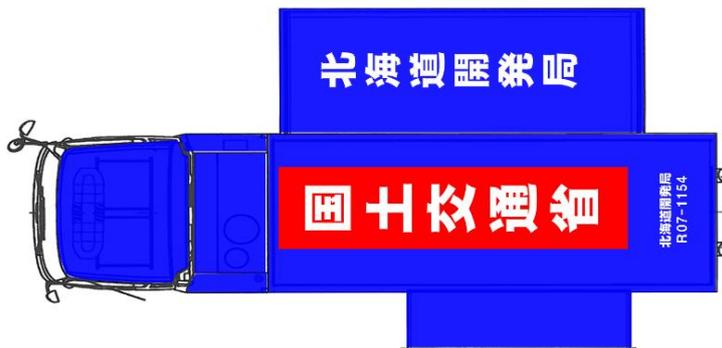
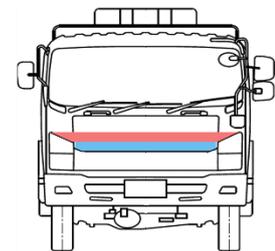
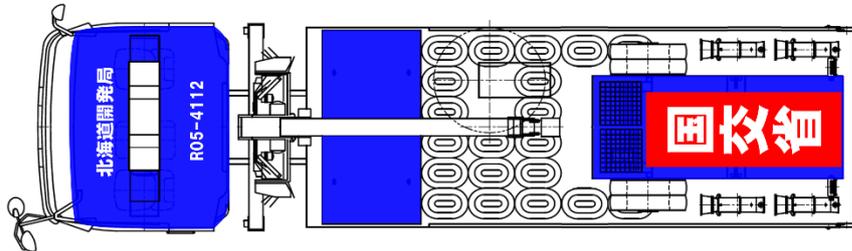
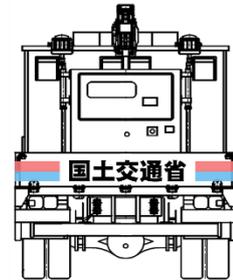
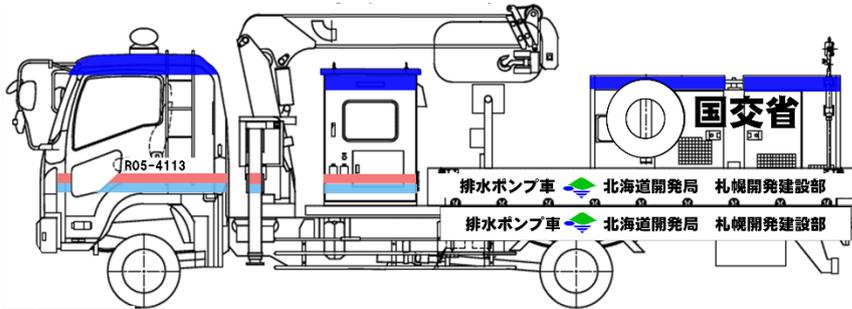
道路維持作業用自動車（二号該当車）



災害対策用機械

<上部外周の青色塗装範囲>

- ・運転室はフロントガラス上端まで、作業装置等は上端から300mm程度までを塗装範囲とする。
- ・機械の構造上、塗装が困難な箇所がある場合は、塗装範囲を縮小または省略することができる。



別表第2付表3

ライン記入要領

河川パトロールカー

ボディカラー ソフィアホワイト 又は メーカー標準色「白系」		
塗色	色	備考
	DIC 対象番号	
マジョリカブルー	DIC-579	
セルリアンブルー	DIC-140	
パールアクアブルー	DIC- 20	
ソフィアホワイト 又は メーカー標準色「白系」		
※ ラインの表示位置は、両側面（左右対称）とする。 ※ 寸法、角度等は上記を標準とし、車体の大きさ構造等により変更しても良いものとする。		

別表第2付表3の2

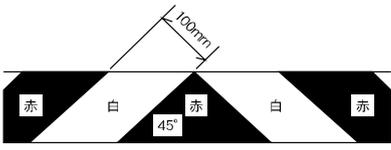
ライン記入要領

災害対策用機械

塗色	色	備考
	DIC 対象番号	
桃色	DIC294 (C70%+M50%)	
青色	DIC69 (C50%+M10%)	
※ ラインの表示位置は、運転室の窓下部前面・両側面、車体・作業装置の両側面・後面とする。 ※ 寸法は上記を標準とし、車体の大きさ構造等により変更しても良いものとする。 ※ 次に示す箇所は、ラインを省略することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。</li> <li>・車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。</li> <li>・通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。</li> <li>・省名、整備局名、機械名、建設機械番号など文字が記載されている箇所。</li> </ul>		

別表第2付表4

## バ　ン　パ　の　色

色区分	塗色		塗色箇所	方　　法	備　　考
	日本塗料工業会規格	マンセル値			
赤	E07-40X	7.5R4/14	車体前後部のバンパ又はこれに類する箇所		車両後部の赤色部分は、原則として反射塗料(反射テープも可)とする。
白	EN-95	N-9.5			

注) 塗色は、日本塗料工業会塗料用標準色見本帳(2013年版)の色番号を表示している。  
 なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

別表第3

## 塗　装　仕　様

	前処理	表面処理及び下塗	パテ修正及び中塗	仕　上　塗　装
塗 装 仕 様	第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。	前処理後ただちに皮膜化成、又は、プライマによる表面処理を行う。 皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。 プライマは1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。	パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥したあと、水研きを行いプライマを1～2回塗る。 サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。	ウレタン樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗装を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については、1～2回ぬりとする。 高温部は300～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

別表第4

管 理 番 号 の 指 定

指 定 者	開発建設部等区分	指定番号の範囲	指 定 機 械 の 範 囲
事業振興部長	本 局	1～4,900	自走式機械
		7,400～7,500	自走式機械を除く本局購入機械
開発建設部長	札 幌	5,000～5,100	自走式機械を除く開発建設部購入機械
		7,000～7,100	
	函 館	5,400～5,500	
	小 樽	5,200～5,300	
	旭 川	5,800～5,900	
	室 蘭	5,600～5,700	
	釧 路	6,800～6,900	
	帯 広	6,600～6,700	
	網 走	6,400～6,500	
	留 萌	6,000～6,100	
	稚 内	6,200～6,300	

別表第5

船 舶 の 命 名

船 種	命 名 区 分 及 び 方 法							
	開 発 建 設 部 長 が 命 名							
港湾業務艇 監督測量船 調査船 巡視船 連絡交通船	北海道に棲息する鳥又は生育する花の名とする。							
その他小型船舶 (国有財産種目が雑船のもの。)	開発建設部の頭文字(漢字)の次にハイフンでつなぎ、アラビア数字の一連番号をもって船名とする。 例 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開発建設部</td> <td>命 名</td> </tr> <tr> <td>小樽</td> <td>小－5号</td> </tr> <tr> <td>釧路</td> <td>釧－2号</td> </tr> </table>		開発建設部	命 名	小樽	小－5号	釧路	釧－2号
開発建設部	命 名							
小樽	小－5号							
釧路	釧－2号							
備 考	1 非自航船は、号を付するものとする。 2 船名は、原則として平仮名で表示する。 3 仮名文字で長くなるものは、適宜短縮することができる。 4 新船種取得の際は、事業振興部長が命名する。 5 船名は、既存船と重複しないものとする。							